

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）に関する論点案

<金融庁>

1. 全体として

- ① 基本計画上、「既に一度提出している記載事項の再度の提出」の見直しや「一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略」することにつき検討することとされているが、検討状況につき教示されたい。（評価基準 1－①関係。自己点検結果 B）
- ② 所管業界は総じて情報通信技術の活用にも積極的と考えられる一方、オンライン利用率は総じて低いか、そもそも、オンライン申請が可能でない手続も存在する。オンライン申請の活用の推進につき、どのように考えているか。（評価基準 4 関係。自己点検結果 A（電子申請不可能な手続は B とと思われる））

2. 貸金業法

- ③ 貸金業法第 24 条の 6 の 9 に基づき、毎事業年度経過後三月以内に提出せねばならない「事業報告書」と、同法の報告徴収権限に基づき毎年三月時点のものを五月までに提出せねばならない「業務報告書」につき、それぞれ、提出を求める趣旨如何。事業者にとって重複感もあるところ、手続の簡素化につき、検討の余地はないか。（評価基準 1－①関係、自己点検結果 B）

以上

営業の許可・認可に係る手続の観点別チェックシート

【本資料について】

○各省から提出された自己点検結果を、事務局にて取りまとめたもの。今後、（事務局及び）行政手続部会で確認を行う予定。
 ○今回の自己点検は、主に基本計画に記載された内容につき確認したもの。したがって、例えば、既に何らかの取組が行われている項目や、今後何らかの取組を行う予定があるが、基本計画に記載がない項目も、今回の作業では〇に分類されている。

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
1157	貸金業の登録の更新	貸金業法	第3条 第2項	0	473	473	0.00%	○		B	C	B	A	C	-	C	A	A	A	A	A	C	-	A				
1158	貸金業者の基本的事項の 変更の届出 （1）商号、名称又は氏 名及び住所の変更 （2）役員及び使用人の 氏名の変更 （3）営業所又は事務所 の名称及び所在地の変更 等	貸金業法	第8条 第1項	0	3,624	3,624	0.00%	○		B	C	B	A	C	-	C	-	-	-	A	C	-	A					

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンラ イン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンラ イン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）			2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善			3. 書式・様式、運用ルール等の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 の工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か	
1159	廃業等の届出 (1) 貸金業者が死亡し た場合 (2) 法人等が合併によ り消滅した場合 (3) 貸金業者が破産し た場合、等	貸金業法	第10条 第1項	0	109	109	0.00%	○			B	C	B	A	C	-	C	-	-	-	A	C	-	A
1160	貸金業の開始等の届出	貸金業法	第24条 の6の2	0	1,141	1,141	0.00%	○			B	C	B	A	C	-	C	-	-	-	A	C	-	A
1161	事業報告書の提出	貸金業法	第24条 の6の9	0	1,886	1,886	0.00%	○	○		B	C	B	A	C	-	C	-	-	-	A	C	A	A

個別事情の説明シート

番号	根拠法令等	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
1157	貸金業法	<p>【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改定予定。</p> <p>【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口（金融庁や財務局の担当課室）にて事前に相談を受けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。</p> <p><相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク（2015年12月設置）、金融行政モニター受付窓口（2016年1月設置）、金融行政ご意見受付窓口（2016年1月設置）、金融業のの拠点開設サポートデスク（2017年4月設置）</p> <p>【3-②】 「貸金業者向けの総合的な監督指針」において、審査・判断基準が示されており、ローカルルールは存在しない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。</p> <p>【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。</p>
1158	貸金業法	<p>【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。</p> <p>【2-③】 手続に不明点等がある場合は、提出窓口（金融庁や財務局の担当課室）にて事前に相談を受けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。</p> <p><相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク（2015年12月設置）、金融行政モニター受付窓口（2016年1月設置）、金融行政ご意見受付窓口（2016年1月設置）、金融業のの拠点開設サポートデスク（2017年4月設置）</p> <p>【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。</p> <p>【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。</p>

1159	貸金業法	<p>【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。</p> <p>【2-③】 手続に不透明点等がある場合は、提出窓口（金融庁や財務局の担当課室）にて事前に相談を受けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。</p> <p><相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク（2015年12月設置）、金融行政モニター受付窓口（2016年1月設置）、金融行政ご意見受付窓口（2016年1月設置）、金融業の拠点開設サポートデスク（2017年4月設置）</p> <p>【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。</p> <p>【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。</p>
1160	貸金業法	<p>【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。</p> <p>【2-③】 手続に不透明点等がある場合は、提出窓口（金融庁や財務局の担当課室）にて事前に相談を受けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。</p> <p><相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク（2015年12月設置）、金融行政モニター受付窓口（2016年1月設置）、金融行政ご意見受付窓口（2016年1月設置）、金融業の拠点開設サポートデスク（2017年4月設置）</p> <p>【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。</p> <p>【5-①】 取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。</p>
1161	貸金業法	<p>【1-②】 手続や情報の性質を踏まえた確認方法を採用しているが、今後、事業者の意見も聞きながら、過剰な負担が認められた場合には、事業者負担の少ない方法へ見直す方向で基本計画を改訂予定。</p> <p>【2-③】 手続に不透明点等がある場合は、提出窓口（金融庁や財務局の担当課室）にて事前に相談を受けている。また、法令解釈に係る照会制度のほか、申請者の利便に資するよう、すでに下記相談窓口を設置している。今後も、必要に応じて相談体制の拡充を行っていく。</p> <p><相談窓口> 金融サービス利用者相談室、業務支援統合システムヘルプデスク、Fintechサポートデスク（2015年12月設置）、金融行政モニター受付窓口（2016年1月設置）、金融行政ご意見受付窓口（2016年1月設置）、金融業の拠点開設サポートデスク（2017年4月設置）</p> <p>【3-②】 処分に関する手続ではないため、運用上のばらつきは生じない。</p> <p>【4】 原則オンライン上での手続完了を計画しているが、手続の性質を鑑みた添付書類の現物性の要否等については、今後精査していく。</p> <p>【5-①】 コスト計測は29年度中に実施。その他についても取り組むべき工程については、事業者側とのヒアリングや現状の課題等を整理したうえで、今後検討し、改訂計画に盛り込む予定。</p>